

2 (提言) 記録保存としての報告書

真鍋昌宏

(1) はじめに

「埋蔵文化財の保護」の一形態として、記録保存という方法がある。これは、遺跡の内容を現地保存ではなく記録として保存するものである。

しかし、記録保存の一形態として作成した報告書について、限られた調査期間・整理期間の中、客観的な記録としては十分でないものが散見される。

考古学はいわゆる「科学」(注1)の範疇からは少し離れており、遺跡の調査においては、調査そのものが破壊活動であると言われるように、実証的方法により追体験をすることができない性格のものである。しかし、記録保存の目的は、これをできるだけ再現できる記録を作成し、保存し、提供することである。このことから、記録保存として作成されている報告書に求められるものは、論考・考察ではなく、正確なデータである。もちろん、論考や考察が不必要と言うわけではない。複数の時期が重複する遺跡においては時期ごとの遺跡・遺構の変遷や、その遺跡の特徴的な性格など、データの提示だけでは理解できない部分を提示する意味は大きい。ただ、提示されているデータが不十分であれば、論考・考察で記述されている内容は検証できず、単なる私見と言う事で終わる。そうならないためにも、読者(≒研究者)が納得できるだけのデータを掲載すべきである。

ここで述べようとすることは、ごくあたりまえのことであるが、いつの間にかあたりまえでなくなりつつあることへの問題提起である。

以下、遺跡を理解する上で必要な最小の単位である遺構の年代を決定するプロセスと基準となる土器編年について、若干の提案をしたい。

(2) 遺構の年代決定

出土した土器の年代を A とした場合、検出した遺構の年代の考え方を簡単に整理したものが第 24 表である。

例えば、堅穴建物を例にとると、居住している状態での家屋の焼失や原因は不明であるが放棄された場合は、使用していた土器がそのまま残されていると考え、遺構の年代は A と考える。次に移動などに伴い住居を廃棄していく場合、人為的に埋め戻されたものであれ、自然に埋没したものであれ、床面におかれていた土器は同様に A と考えられるが、埋土中に土器片が含まれる場合は不明、まとめて廃棄されているものは A 以前と理解する。この不明については、遺構の年代が A 以前、A、A 以降のいずれになるかは出土状況による推測が可能であるが、ミスリードにつながる可能性も考慮して推測する意味があるかどうかを考える必要がる。

次に掘立柱建物であるが、掘立柱建物は他の遺構と異なり、単独の遺構である柱穴(Pit)の組合せで成立しており、組合せが間違っていれば、その後の論が崩壊する。このため、掘立柱建物と断定するにはいくつかの根拠を提示する必要がある。

柱穴の組合せが間違いないとほぼ確信できるのは、

- ① そこに存在するほぼ全ての柱穴が利用され、掘立柱建物が構成されている場合。

② 想定される掘立柱建物の柱穴のみ、他の柱穴とは異なる埋土で構成されている場合。

③ 雨落溝等に囲まれた区画内で完結している場合。

など、限られたケースである。

このため、多くの柱穴密集部分での掘立柱建物の復元は、その組合せが妥当である事を証明する必要がある。往々にして、長方形を構成することで根拠としているものが多いが、これは一つの可能性を示しているに過ぎない。

次に年代であるが、土器等の遺物が柱穴内から出土した場合、それが掘立柱建物の建築時か廃棄時かは問わず、埋納されたものであるのか、柱を固定する際の埋土中に含まれる遺物なのかを見極める必要がある。前者の場合、建築時であろうが、廃棄時であろうが、遺物の年代が掘立柱建物の存続期間の一部に重なると言える。しかし、後者の場合、遺物の年代より建物の年代が後であるということしか言えない。

掘立柱建物の復元そのものに疑義がある場合は、単独遺構としての柱穴の年代を上記の考え方にあてはめて考えるのみである。

以上のような考え方に基づけば、ほとんどの遺跡で掘立柱建物の復元が難しくなると考えられるが、記録保存の観点から考えれば、報告書の段階で推測を交えた結論付けを行ってまで完結させる必要はない。

A= 土器年代

遺構名	状 況				遺構年代	備考
竪穴建物	居住時	焼失			A	
		放棄			A	
	廃棄時	人為／自然	床面		A	
				含まれる	×	
			埋土中	一括廃棄	A 以前	
掘立柱建物	組合せ	妥当	埋納	建築時	A	
				廃棄時	A	
			混入		A 以降	
		疑問			×	
		不可			×	

第 24 表 遺構の年代

次に、実際の報告書の記載を例に考えてみる。

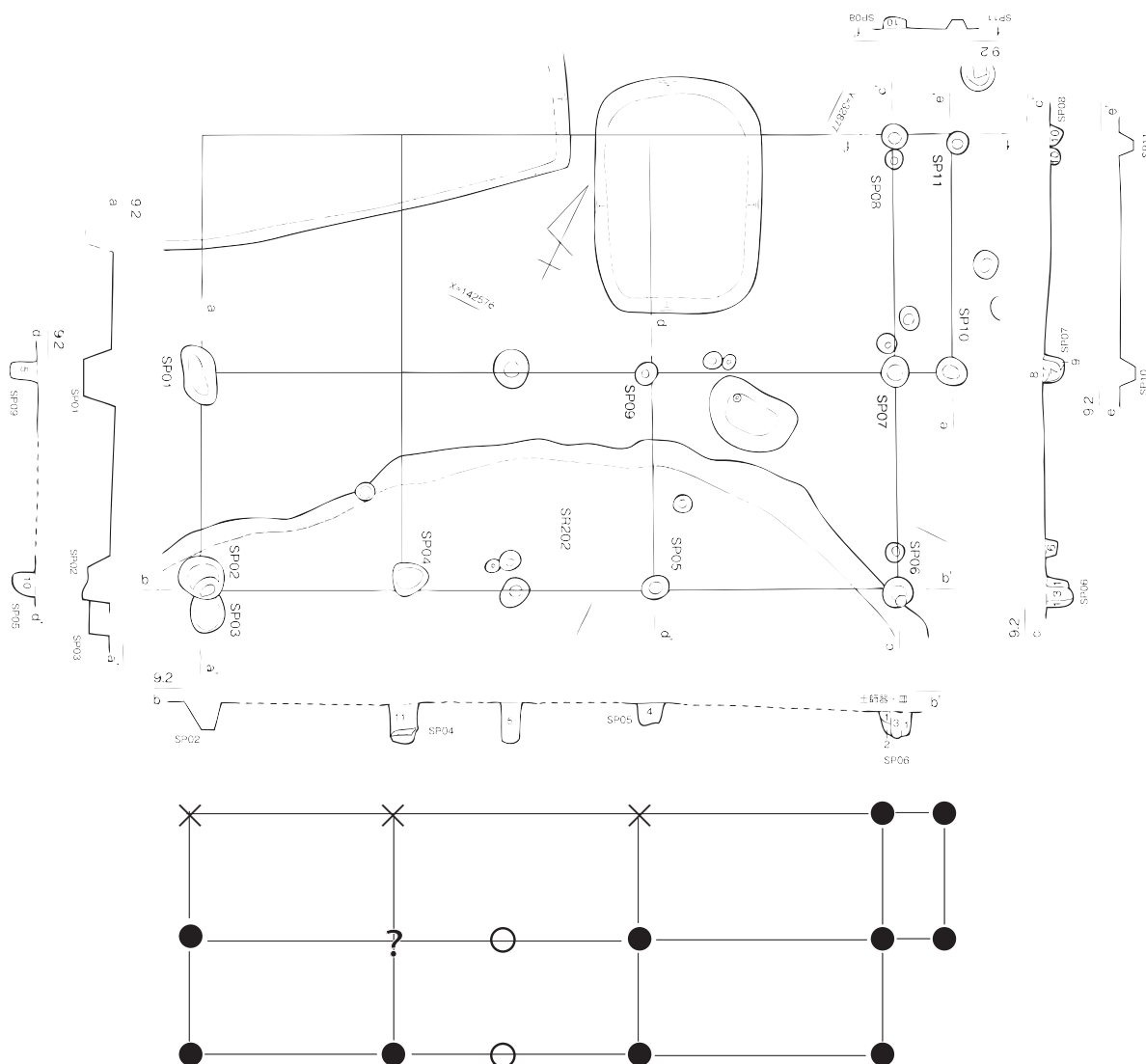
例1 川津六反地遺跡

SB219

「東辺に小さな廂をもつ南北棟の梁間2間、桁行3間の総柱建物である。SR202の上面で検出しており、SR202が埋没した後に形成された建物である。なお、北側柱列の西半部は攪乱により欠く。

2間(4.4m)×3間(6.8m)、面積29.9㎡、主軸方位N63.0°E(N27.0°W)を測る。柱間は梁間2.1～2.3m、桁行1.9m～2.5mを測る。柱穴掘方は円形ないし不整円形を呈し、径約0.25～0.45m、深さ0.1m～0.4mを測る。

柱穴からは土師器小皿・杯、青磁椀片等が出土した。442(6/8)・444(8/8)・448(破片)はSP01から出土した土師器小皿と青磁椀口縁部片である。443(1/8)はSP08、447(4/8)はSP06から出土した土師器小皿・杯である。445(1/8)・446(3/8)はSP05から出土した土師器小皿である。出土遺物からSB219は、13世紀後半頃の建物跡と考えられる。」(()内は残存率を示す。報文に加筆)



第27図 SB219 平面図

検討①

×は「攪乱により欠く」は致し方ないが、?については説明がない。また、総柱建物とした場合、○をどう理解するのか、触れられていない。

このため、2間×3間の総柱建物と考えられるのか疑問が残る。

検討②

SB219を含め、ここでは図示していないが、近接するSB217・218ともに、埋土が記録されているものは、黄灰色粘質土もしくは灰白色粘質土であり、埋土からは単体の掘立柱建物とは認定できない。

検討③

仮に、この掘立柱建物が正しく復元されていると仮定した場合、主柱穴ではないSP06・08から出土した遺物で、SB219の年代を決める根拠にしているのか？

また、遺物の出土状況については説明がない。

検討④

遺物の検討や根拠が示されず、13世紀後半頃とされている。

検討⑤

遺構写真は完掘後のもので、埋土の状況などが観察できないため、写真を検証材料としては利用できない。

例2 稲木北遺跡

調査の概要で、「本遺跡においては古代の官衙跡を構成すると見られる大型建物群・柵列群を中心に弥生時代の土坑、溝状遺構などを検出した。」「柵列跡の内部では床束建物（Ⅲ区SB3001）を中心とする中核建物群、外部では総柱建物からなる倉庫群があり、位置によって機能の異なる建物が構成されている。また柵列跡による区画範囲は東西約60mを測り、郡衙政庁での区画規模と同等以上である。」「ただ、官衙に伴う特殊な遺物（硯、墨書土器、木製祭祀具、木簡、帯金具など）の出土はない。」「出土土器から見たこの存続期間は遺構の状況（大型建物群・柵列群のきわめて計画的な配置、遺構の切り合いや建物跡を構成する柱穴跡の建て替え痕跡の乏しさ、遺構埋土の高い共通性など）から推定される遺構の短期性と整合的である。」と記述されている。

個別の遺構のうち、SB3001は出土遺物に恵まれず、「建物跡の時期は企画的な配置をとる大型建物群の1つであるため本節の冒頭で述べた（注2）とおり、8世紀初頭～前葉に位置付けられる。」とした。

この遺跡で検出された大形掘立柱建物跡（注3）や柵列跡については、先に述べた「①そこに存在するほぼ全ての柱穴が利用され、掘立柱建物跡が構成されている場合」という条件を充たしており、掘立柱建物跡として問題はない。

次に遺物については、掘方埋土中の出土で、埋納とは考えられていないことから遺物の年代（8世紀初頭から前葉と記述されている）以降の遺構としか言えない。

このことから、稲木北遺跡のまとめとして、①大形掘立柱建物跡や柵列跡が確認された。②大形掘立柱建物跡を構成する柱穴埋土中から須恵器片が若干出土している。③建築年代は埋土中から出土した須恵器の時期以降で、廃絶年代は不明である。ということになる。

なお、本遺跡の性格として、大形掘立柱建物跡の規模、配置、立地の観点から郡衙を想定しているが、古代の集落遺跡の建物配置や建物の規模などの比較が十分でないこと、官衙に伴う特殊な遺物（硯、墨書土器、木製祭祀具、木簡、帯金具など）の出土がないことから、他県の例から見て官衙特有の建物配

置である可能性は高いが、あくまでも推測の域を出ない。

また、出土須恵器は8世紀初頭としながら、時期不明の旧河道SR4001から出土した8世紀前葉の須恵器を加えて建物群の年代を前葉までとする考え方には賛成できない。なお、8世紀初頭～前葉の年代観の基準は不明である。

以上のように、遺構の性格や遺構の年代決定にはより慎重な検討が必要である。

(3) 土器編年について

遺物、遺構、遺跡の年代観を示すために必要な情報として、いつの時代の遺物か、どの遺構に伴うか、その遺構はその遺物の年代と同時か否か、結局どの時代の遺跡なのかという結論になる。

遺物の年代は、報告書を見てみると、弥生時代後期後半等のように、あまりにも漠然と記述されている事が多く、執筆者のいう後期後半はいったいいつを指しているのか不明であることが多い。

編年の目的は、A遺跡とB遺跡が同一様式の土器を用いた時代に存在したことを前提に、集落のあり方や地域性などを比較検討し、遺跡の特性を明らかにしていく物差し作りであると理解している。また、土器編年はあくまでも相対年代を示すものである。

この考え方にに基づき、一般的に良好な状態で出土した土器群の内容を検討し、A遺跡のA土坑の資料とB遺跡のB土坑の資料を同一様式と考え、互いに欠けた器種等を補いながら一様式と定め、他の要因である遺構の先後関係や層位の上下などの要素を加えて序列を決め、編年案として提示していると理解している。

このように、「土器編年の基準資料＝遺構一括出土資料」と捉える事ができるため、物差し作りのためには、まず、一括資料を求める必要がある。

一括資料は、単一の遺構から出土し、その出土状態から同時に廃棄もしくは埋納されたことが考えられる「まとまり」と言える。

かつて、弥生土器の様式概念を提示し、現在も弥生土器研究の基本となっている小林行雄の考え方に、「(前略) 堅穴ごとに単純遺跡に近い状態で検出した様式を論拠として、層位的証明によらずに(後略)」(小林 1971) とあるように、一括資料＝1様式の構築を意図したものと言える。編年の手法については、濱田延充がまとめている「弥生土器様式概念の形成と日本考古学」(濱田 2010) に譲るが、この一括資料の認定が客観的に可能か(混入はないのか)という疑問も生じる。

これを客観的に証明するため、型式序列が提示されることが多い。「・・・ともすれば遺構単位の土器の新旧関係の羅列(一括出土品の時間差)のみに終始しがちな最近の風潮に抗して、あくまで様式を重視して編年を編むように心がけた。」(寺沢 1989)

香川県の様式編年の場合、弥生土器を例にすると、信里芳紀が示した、甕AをA1からA8に区分し、これを基準として各様式として提示する方法がこれにあたる。(信里 2005) この中では、「[中期Ⅲ－2様式] 甕A6型式を指標とする。基準資料として、矢ノ塚遺跡SX85005がある。矢ノ塚遺跡SD85031は、A7型式を含むことから、後述する中期Ⅲ－3様式との混在資料である。(後略)」として、型式を優先させ混在、混入等の選別を行っている。

このほか、中期Ⅱ－1様式古段階として「西又遺跡SD06出土資料から中期Ⅰ様式の土器群と甕A2型式を差し引いたものが該当する」、「川津一ノ又SH32出土資料は、混在する終末期の土器群を取り除けば、本小様式の資料とすることができる」としている。同様に中期Ⅱ－1様式新段階でも「基準資料は、川津一ノ又遺跡SD62・彼ノ宗遺跡SK1出土資料がある。川津一ノ又遺跡SD59／100出土

資料は、甕 A4 型式など後続する中期Ⅱ－2 様式の土器群を差し引けば、大半が本小様式のものとする
ことができる」とした。

この、様式設定は説得力があり、否定する根拠を持ち得ないが、この考え方でいいのかという若干の
躊躇がある。

	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8
西又 SD08	○	○						
彼ノ宗 SK1		○						
川津一ノ又 SD62		○	○					
川津一ノ又 SD59 / 100			○	△				
矢ノ塚 SK85104				○				
矢ノ塚 SX85004				○				
旧練兵場 SK11				○				
陶畑土器溜まり				○				
彼ノ宗 ST19					○			
旧練兵場土器溜まり					○	△		
矢ノ塚 SX85005						○		
矢ノ塚 SD85031						○	○	
矢ノ塚 SD85121						○	○	
久米池南 2 号テラス							○	
上天神 4 区 SD08								○
大空土坑								○
様式	中期 Ⅱ -1 古	中期 Ⅱ -1 新		中期 Ⅱ -2	中期 Ⅲ -1	中期 Ⅲ -2	中期 Ⅲ -3	後期 Ⅰ -1

第 25 表 甕の各型式の基準資料内での共伴状況（2005 信里文献より）

この型式優先の問題点として、全ての器種が網羅された一括資料が無いこと、地域性をどの範囲で考
えるか、器種の地域性を抽出できるかなどがある。このため一括資料の組合せによる標準様式を作成す
る段階で、個々の一括資料と言われている資料群で型式選別を行った場合、標準様式の提示が果たして
可能かということがある。

このように、既存の形式型式様式の優れた点は、遺物の混入などのチェックが可能となる点が最大の
ポイントであるが、これにより同時期に存在する器種の除外ということも発生しうる両刃の剣の状態も
想定される。

このことは、小林行雄により「(前略) 様式標徴はすべての土器形式に平等に現れるというわけでは

大久保 1990	真鍋 2000	森下 2001	大久保 2003	信里 2005	信里 2011
	Ⅱ-2 西又SD06			中期Ⅱ-1 古段階 西又SD06 川津一ノ又SH32	
	Ⅲ-1 北谷 彼ノ宗SK1			中期Ⅱ-1 新段階 川津一ノ又SD62 彼ノ宗SK1 川津一ノ又SD59ノ100	中期前半 新段階 川津一ノ又SD59ノ100
	Ⅲ-2 矢ノ塚SD85101 川津一ノ又SD59ノ100			中期Ⅱ-2 旧練兵場12次SK11 矢ノ塚SK85104 矢ノ塚SX85004 多肥松林SR01	中期後半 古段階 旧練12次SK11 矢ノ塚SK85104 矢ノ塚SX85004
	Ⅲ-3 矢ノ塚SD85101			中期Ⅱ-1 旧練兵場2次ST19 旧練兵場17次土器溜	中期後半 中段階 旧練2次ST19 旧練17次土器溜
	Ⅳ-1 矢ノ塚SD85102 川津一ノ又SD030			中期Ⅱ-2 矢ノ塚SX85005 矢ノ塚SD85031※	中期後半 新段階 (古相) 旧練23次O区SD8001 矢ノ塚SX85005
	Ⅳ-2 矢ノ塚SD85031			中期Ⅱ-3 久米池南2号テラス状遺構 久米池南3号テラス状遺構 矢ノ塚SD85031※	中期後半 新段階 (新相) 旧練19次SD86ノ106 矢ノ塚SD85031
	Ⅴ-1 末則古墳PIT 上天神4区SK04 上天神3区SD03 上天神4区SD08			後期Ⅰ-1 上天神4区SK04 上天神4区SD08 大空	
後期Ⅰ 大空出土資料	Ⅴ-2 大空 上天神3区SD02 一の谷大型土坑	後期前半古段階 研修棟SB04 研修棟SH11 研修棟SB02			後期前半 古段階 旧練7次SH02 旧練19次SH31
後期Ⅱ + 加藤溝1	Ⅴ-3 加藤溝1	後期前半中段階 研修棟SB03 研修棟SK01 保育所SH02 保育所SH18			後期前半 中段階 旧練19次SH29・48 旧練26次Ⅰa区SH1020
下川津Ⅰ式(古) 下川津土器溜5	Ⅴ-4 下川津第1低地帯土器溜5	後期前半新段階 九頭神SX03 研修棟SK12 九頭神ST08	段階① 下川津土器溜5		後期前半 新段階 旧練12次SK12 旧練19次SK08・SH07
下川津Ⅰ式(新) 下川津土器溜4					
後期Ⅲ 下川津Ⅱ式 下川津SDⅡ22 下川津SHⅡ01床面	Ⅴ-5 下川津SDⅡ22	後期後半古段階 九頭神ST01ノST12 彼ノ宗ST25 研修棟SH04 九頭神SK10 仙遊 箱式石棺 九頭神ST12	段階② 下川津SDⅡ22 下川津SDⅡ11		後期後半 古段階 旧練23次S区SH1069 奥白方中落土器溜BC
後期Ⅳ 下川津Ⅲ式(古) 下川津SDⅡ11	Ⅴ-6 下川津SDⅡ11				
下川津Ⅲ式(新) 下川津土器溜1 下川津SHⅡ08床面	Ⅴ-7 下川津第1低地帯土器溜1 稲木C地区SH05				
後期Ⅴ 下川津Ⅳ式 下川津SHⅡ14床面 下川津SHⅡ18床面 一の谷7号溝状遺構	Ⅴ-8 下川津SHⅡ14 森広Ⅲ区SH01	後期後半古段階 ノ終末期古段階 省略	段階③ 郡家原SD107		後期後半 新段階 旧練19次SH44 旧練22次N区SH7005 郡家原SD107下層
古墳Ⅰ 下川津Ⅴ式(古) 彼ノ宗ST21 下川津土器溜3	Ⅵ-1 彼ノ宗ST21	終末期中段階 ノ終末期新段階 省略	段階④ 川津元結木SD11		終末期 古段階 旧練7次SH07 旧練23次S区SH1068 旧練24次Ⅱ-4区SH40
下川津Ⅴ式(新) 下川津SHⅡ25上層 下川津SHⅡ02下層		古墳時代初頭 省略	段階⑤ 下川津SHⅡ02上層 下川津SHⅡ25		終末期 中段階 旧練7次SH17 旧練11次SH48
古墳Ⅱ 下川津Ⅵ式 下川津SHⅡ32 彼ノ宗ST15 中村麿寺SH24	Ⅵ-2 下川津SHⅡ32 彼ノ宗ST15		段階⑥ 郡家原SD158 六条上所SK01		終末期 新段階 旧練23次SH1038 永井北SD6003 郡家原SD158※
			段階⑦ 下川津SHⅡ32		前期前半 古段階 旧練2次ST15 旧練11次SH01下層 旧練20次SH370 小塚SD01
			段階⑧ 仲村麿寺SH24 貫田下岡下SD37 川津二代取		前期前半 新段階 旧練5次SH24 旧練14次SH11 旧練23次Q区SK0001 貫田下岡下SD37

旧練は旧練兵場の略

第 26 表 一括土器から見た編年観

なく、形式によって様式標徴のあらわれ方に濃淡がある。(後略)」(小林 1939)と指摘されており、どの形式、型式にこれが現れるのかの検討が必要となる。これは、今後の課題としておくが、ここでは、様式の整理や設定が目的ではなく、具体的な地域史を考えることを優先させ、あくまでも一括性の高い遺物を基準とした遺跡の位置づけを行う必要があるということを共通認識として持つ必要がある。

第 26 表は、現在までに提示された編年案を単純に並べたものである。同じ土器群の位置づけが、報告者により異なることも多いが、それぞれの様式設定において、標準としている一括資料が提示されている。

このため、様式の考え方や内容についての検討とともに、比較検討が可能な考え方として、標準一括資料での記述も同時に試みる必要がある。(例えば「彼ノ宗 SK1 出土資料と同時期」などの記述)

いずれにしても、執筆者の考え方を明確にしていく必要がある。

(4) まとめ

香川県では、唐古遺跡で提示された畿内 5 様式編年を受けて、六車恵一が「讃岐弥生式土器聚成図録」で前期一式、中期二式、後期三式に区分した(六車 1956)ほか松本豊胤も前期三様式の中期三様式に区分案を発表している。(松本 1957)

これ以降、さまざまな編年案等が提示されてきたが、中でも、大久保徹也(1990、2003)や信里芳紀(2005、2011)の整理には目を見張るものがある。しかしながら、先にも述べたように、発掘調査や整理作業を通して様式の設定がなされる事から、相互の様式案の比較検討も必要となるなど、編年の本来目的へのアプローチが困難になりつつある側面も否めない。

このため、根拠のない弥生時代中期後半などの漠然とした記述と集落論が提示される例も多々ある。

先にも述べたように、調査段階での遺構の検出と遺物の出土状態の客観的資料の提示。これに基づく一括資料の提示。年代観の準用の際の根拠の提示。あわせて比較検討のための標識遺構の提示を行う必要がある。

今回の提言は、大規模開発に伴う多量の記録保存に対して、記録保存に耐えうるデータの取得ができていなかった例もあり、今後の地域史を考えていく上で、最低限の記録化を図るとともに、相互検討のための共通理解としての根拠資料の提示を行おうとするものである。

当初、弥生土器編年についての再整理を目的としていたが、以上述べてきた基本的な報告書のあり方についての記述になったのは、出土状況からの検討を行おうとした時に、出土状況についての記述が少ない報告書が多々ある事に端を発している。これは、報告書批判を意図したものではなく、今後の調査における留意点を述べようとしているため、本文中での記述に不適切な表現や筆者が誤解している点があるかもしれないが、批判も含めて、今後の調査・整理の段階で担当者としての考え方をまとめていただきたい。なお、弥生土器編年の再整理については、後日を期したい。

注

(1) 「広辞苑 第六版」岩波書店 によれば、「科学」観察や実験など経験的手続きによって実証された法則的・体系的知識、「社会科学」社会現象を対象として実証的方法によって研究する科学の総称、「科学的方法」科学的な認識に到達するために必要な実証的・論理的な研究法と記述されている。

(2) 「規格的な配置をとる古代の大型建物群・柵列群の時期については SA2001・SB4002・SP2049 よ

り出土した土器から判断すれば8世紀初頭ごろと見られる。だがこれにSR4001出土遺物を加えて考えると8世紀初頭～前葉に位置づけられる。」(一般国道11号線坂出丸亀バイパス建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第1冊 稲木北遺跡 永井北遺跡 小塚遺跡 香川県教育委員会 国土交通省四国地方整備局 2008)

(3) 規模的に大きな建物と言う事であれば「大形」、掘立柱建物跡を一定の基準で分類した場合は「大型」などの使い分けが必要と考えている。ここでは、分類が行われていないことから「大形」に統一した。

川津六反地遺跡

国道438号道路改良工事・県道富熊宇多津線道路改良工事・城山川河川改修事業に伴う埋蔵文化財文化財発掘調査報告 川津六反地遺跡 川津昭和遺跡 香川県教育委員会 2014

稲木北遺跡

一般国道11号線坂出丸亀バイパス建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第1冊 稲木北遺跡 永井北遺跡 小塚遺跡 香川県教育委員会 国土交通省四国地方整備局 2008

大久保徹也 1990「下川津遺跡における弥生時代後期から古墳時代前半の土器について」『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告Ⅶ 下川津遺跡』 香川県教育委員会 財団法人香川県埋蔵文化財調査センター 本州四国連絡橋公団

大久保徹也 2003「四国北東部地域における首長埋葬祭祀様式の画期－土器編年との対応関係について－」『古墳出現期の土師器と実年代 シンポジウム資料集』財団法人大阪府文化財センター

小林行雄 1939「弥生式土器聚成図録正編解説」『東京考古学会学報』1 東京考古学会

小林行雄 1971『論集日本文化の起源』一 平凡社

寺沢薫 1989「序文」『弥生土器の様式と編年 近畿編Ⅰ』木耳社

信里芳紀 2005「讃岐地方における弥生中期から後期初頭の土器編年－凹線文期を中心にして－」『香川県埋蔵文化財センター研究紀要Ⅰ』香川県埋蔵文化財センター

信里芳紀 2011「弥生中期後半から古墳初頭の土器編年」『独立行政法人国立病院機構善通寺病院統合事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第2冊 旧練兵場遺跡Ⅱ(第19次調査)』香川県教育委員会 独立行政法人国立病院機構善通寺病院

濱田延充 2010「弥生土器様式概念の形成と日本考古学」『京都府埋蔵文化財論集』第6集 公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター

六車恵一 1956「讃岐弥生式土器聚成図録」『文化財協会報特別号 第1集』香川県文化財保護協会

真鍋昌宏 2000「讃岐地域」『弥生土器の様式と編年－四国編－』木耳社

松本豊胤 1957「讃岐室本町の弥生式土器」『上代文化27』など

森下英治 2001「善通寺市旧練兵場遺跡における弥生土器の編年と地域性の検討(上)」『財団法人香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要Ⅸ』財団法人香川県埋蔵文化財調査センター